

定額プラン約款
(東京電力エリア)

水戸電力 株式会社

目次

第1条（適用）	2
第2条（本約款の変更）	2
第3条（定額プラン）	3

定額プラン約款

第1条（適用）

この定額プラン約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条に定義される「定額プラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「定額プラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が一般送配電事業者と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものとし、需給約款と本約款の内容に抵触があった場合には、本約款が優先するものといたします。

本約款は、平成29年1月9日より実施いたします。

第2条（本約款の変更）

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及び本約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更する際には、当該変更の内容及び効力発生日を、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、本約款、及び電気料金によります。
- (3) 当社は、一般送配電事業者の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的な理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
 - ① 当社は事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社所定のウェブサイトへの掲載、書面、電子メール等でお客様に通知いたします。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- ① 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。
- ② 当社および一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社および一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額及び需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が需給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が需給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流	基本料金(税込)
30アンペア	0円00銭
40アンペア	0円00銭
50アンペア	0円00銭
60アンペア	0円00銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

【定額150】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の150キロワット時まで（定額）	3,750円00銭
150キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額250】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の250キロワット時まで（定額）	6,250円00銭
250キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額350】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の350キロワット時まで（定額）	8,750円00銭
350キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額450】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の450キロワット時まで（定額）	11,250円00銭
450キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額550】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の550キロワット時まで（定額）	13,750円00銭
550キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額650】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の650キロワット時まで（定額）	16,250円00銭
650キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額750】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の750キロワット時まで（定額）	18,750円00銭
750キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額850】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の850キロワット時まで（定額）	21,250円00銭
850キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額950】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の950キロワット時まで（定額）	23,750円00銭
950キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭

【定額1050】

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の1050キロワット時まで（定額）	26,250円00銭
1050キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円50銭